

田川広域水道企業団窓口業務委託公募型プロポーザルにおける質問に対する回答

回答日：令和4年8月8日

番号	質問項目	質問内容	回答
1	要求水準書・仕様書第6条(1)	委託業務の拠点となる田川広域水道企業団事務局内の受託者スペースのレイアウトをご教示ください。	・別紙①にて提示させていただきます。
2	要求水準書・仕様書第6条(2)	委託業務の拠点となる田川広域水道企業団事務局内の水道料金窓口及び各本庁舎内で、現在窓口の業務に就かれている庁舎ごとの人員数及び雇用形態をご教示ください。	<p>・説明会でお話しさせていただきましたが、現在4事務所それぞれで水道業務を行っております。また、窓口の業務については、業務系職員はもちろん工務系職員も対応している事務所もございますので、ご質問の窓口の業務についている庁舎ごとの人数は算出が難しい現状です。そのため現状の職員全数（管理職を除く）をご参考までに記載させていただきます。</p> <p>田川市事務所：業務係 職員7名 会計年度任用職員7名 工務係 職員6名 再任用職員3名 川崎町事務所：業務係 職員2名 会計年度任用職員3名 工務係 職員3名 会計年度任用職員1名 糸田町事務所：業務係 職員3名（係長業務工務兼務） 工務係 職員1名（業務係兼務） 再任用職員1名 会計年度任用職員1名 福智町事務所：業務係 職員2名 再任用職員1名 会計年度任用職員2名 工務係 職員2名 再任用職員1名 会計年度任用職員1名</p>
3	要求水準書・仕様書第6条(2)	川崎町、糸田町、福智町の各本庁舎の窓口のレイアウトをご教示ください。 また、庁舎ごとの窓口配置者の想定人員をご教示ください。	<p>・レイアウトについては別紙②にて提示させていただきます。</p> <p>・3町の庁舎ごとの窓口配置者の想定人数は1名ないし2名を想定しております</p>
4	要求水準書・仕様書第6条(2)※	受託者も移転するとの認識でおります。その場合、田川広域水道企業団事務局内及び各本庁舎内のすべての配置者が移転し、1か所の拠点で業務を行うとの認識でよろしいかご教示ください。	・現状未定です。
5	要求水準書・仕様書第7条(3)	どのような業務を想定されているかご教示ください。 また、これにかかる業務の種類と過去に対応された件数や曜日等を業務ごとにご教示ください。	<p>・自然災害等発生時における電話対応等を想定しております。</p> <p>・昨年度対応はございません。</p> <p>・企業団から要請があった場合に、柔軟に対応していただきたく記載しております。通常での対応は想定してはおりません。</p>
6	要求水準書・仕様書第7条(4)	給水停止実施日の対応について、協議内容についてご教示ください。	・給水停止対象者への対応方法や実施時間等について協議させていただきたいと考えております。
7	要求水準書・仕様書第7条(4)	現在の給水停止の実施日（期間、日数、対応人数、組等）について、水道事務所ごとにご教示ください。	<p>田川市事務所：期間・第3または第4の火曜日・水曜日（予備日） 日数【止水栓止め】1日と予備日 止水栓止め後一週間経過しても支払いがない場合【パッキン入れ】1日 対応人数等2人×3組 川崎町事務所：2日間、2人、1組 糸田町事務所：不定期、2日間～3日間、1人 福智町事務所：給水停止予告記載納期限10日後、実日数1日、2人1組</p>
8	要求水準書・仕様書第7条(5)	要求水準書・仕様書第7条(3)の業務との違いをご教示ください。日直・当直からの連絡等、すべての対応との認識でよろしいでしょうか。また、過去に実際に対応された件数や曜日等を業務ごとにご教示ください。	<p>・質問項目5以外での業務となります。</p> <p>・業務依頼が企業団から各構成団体の日直、当直からかという点が一番異なります。</p> <p>・日直、当直からの連絡については対応してください。</p> <p>田川市事務所：R3 時間外開栓数：119件（曜日等は未集計） 川崎町事務所：令和2年度1件（給水停止者の開栓） 令和3年度1件（給水停止者の開栓） 糸田町事務所：休日の開栓は年間に1～2件 福智町事務所：休日、時間外問わず緊急の場合は対応。 件数等詳細は記録していないため不明だが、年間数件程度。</p>

9	要求水準書・仕様書第8条	委託業務範囲内の業務にかかる職員様の現状の配置人員数を委託予定の業務ごとにご教示ください。	<p>・説明会でお伝えさせていただきましたように、現状は4事務所がそれぞれで水道業務を行っております。また、委託予定業務以外の業務も行っております。業務ごとの算出が難しいため、必要人数につきましては業務量表より算出いただければと思います。</p> <p>・上記理由から、現状の職員全数（管理職除く）をご参考までに記載させていただきます。</p> <p>田川市事務所：業務係 職員7名 会計年度任用職員7名 工務係 職員6名 再任用職員3名</p> <p>川崎町事務所：業務係 職員2名 会計年度任用職員3名 工務係 職員3名 会計年度任用職員1名</p> <p>糸田町事務所：業務係 職員3名（係長業務工務兼務） 工務係 職員1名（業務係兼務） 再任用職員1名 会計年度任用職員1名</p> <p>福智町事務所：業務係 職員2名 再任用職員1名 会計年度任用職員2名 工務係 職員2名 再任用職員1名 会計年度任用職員1名</p>
10	要求水準書・仕様書第8条(3)	現行の検針員の待遇等を水道事務所ごとにご教示ください。（検針単価+手当・基本給・交通費支給・バイク貸与等）	<p>・4事務所とも検針単価のみとなっております。</p> <p>・バイクの貸与はありません。</p> <p>田川市事務所：検針1件あたり69円（税抜き）+現地納付書発行1件あたり21円（税抜き）</p> <p>川崎町事務所：（4人分）①150,000円（2,115件）②125,000円（1,785件）③125,000円（2,117件）④108,000円（1,552件）</p> <p>糸田町事務所：1件あたり70円（税込み）で契約</p> <p>福智町事務所：検針単価（55円・63円・65円）+現地納付書配布単価（15円）のみ</p>
11	要求水準書・仕様書第8条(3)	現行の検針員で、R5年4月以降も業務を行う意思がある人数を水道事務所ごとにご教示ください。 また、現行の検針員を引き継ぐ場合、現在の待遇等を保証する必要があるかご教示ください。 検針員の年齢分布及び男女比をご教示ください。	<p>・当企業団から現在の待遇等を保証する必要については内部決定しておりません。</p> <p>田川市事務所：意思を確認していない。 （高齢者事業団委託） 男性・71歳・71歳70歳・62歳・59歳 女性・69歳</p> <p>川崎町事務所：条件次第と思われます。 （個人委託） 男性1名、70代 女性3名、60代、50代、40代</p> <p>糸田町事務所：意思を確認していない 男0人、女3人 40代1名、60代1名、80代1名</p> <p>福智町事務所：意思を確認していません。 （シルバー委託・個人委託）</p> <p>・男7：女1 ・50歳未満1名（女）、50歳未満1名、65歳未満1名、70歳未満1名、75歳未満4名</p>
12	要求水準書・仕様書第8条(3)	現在のハンディターミナルの検針データ授受の頻度を水道事務所ごとにご教示ください。（日々授受、初回と終了時のみ、〇日ごとに実施など） 現行の授受場所は、各水道事務所で行っているとの認識でよろしいでしょうか。 委託後は、各水道事務所または拠点となる田川水道企業団事務局内の授受、どちらを想定されているかご教示ください。	<p>・現在4事務所ごとに検針データを作成し、それぞれの事務所でデータを入力し配布、検針終了後にデータ回収をしております。</p> <p>田川市事務所：3回に分けてデータ授受および終了時 1回目：4日～9日、2回目：10日～15日、3回目：16日～終了※授受は、1回目のみ同日指定日であるが、2・3回目と終了については、検針員の希望日による。ただし、20日までとする。</p> <p>川崎町事務所：2回に分けて 8日前後と終了時のみ</p> <p>糸田町事務所：初回と終了時のみ</p> <p>福智町事務所：初回と終了時のみ</p> <p>・現状は各水道事務所で行っておりますが、委託後については料金センター（仮称）での授受を想定しております。</p>
13	要求水準書・仕様書第8条1(2)ウ	「使用開始・中止に伴う水道メーター・止水栓の管理」の具体的な業務内容をご教示ください。	<p>・検定満期の確認</p> <p>・データ上と現地でのメーター番号一致確認</p> <p>・メーター不具合の有無</p> <p>・止水栓不具合の有無</p> <p>・メーター撤去箇所へのメーター取り付け</p> <p>・パッキン、キャップの管理 等</p>

14	要求水準書・仕様書第8条1(3)ウ	閉栓中・停水中のメーターについて、貴企業団からの指示がないものは、定例検針には含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	・その通りです。
15	要求水準書・仕様書第8条1(3)サ	パンフレットや広報の配布は、どのような種類を予定されているかご教示ください。 過去配布物について（種類や頻度、枚数等）ご教示ください。 配布物は、検針員が検針時に配布しているものかご教示ください。検針員が配布していて、配布賃金を支給している場合は、単価についてご教示ください。 また、配布業務にかかる費用は、本委託範囲の見積に含まれるとの認識でよろしいかご教示ください。	・定期的に発行予定の企業団広報誌を配布していただきたいと考えております。今年度についてはA4カラー両面一枚で、年4回発行予定。 来年度の発行内容（用紙サイズ・発行回数）については現在未定です。 ・配布業務にかかる費用につきましては、本委託金額内に含まれます。 ・過去配布物については下記のとおりです。 田川市事務所：R2.2～3 実施分、支払い方法変更通知（現地納付書）（A4両面1枚） 全戸配布 1件あたり14円（消費税別） 川崎町事務所：毎年12月頃、凍結防止のお知らせを検針員に検針時に配布（無償） 糸田町事務所：配布物無し 福智町事務所：R1.3月に検針票等様式変更のお知らせを全件配布依頼（1件あたり30円）
16	要求水準書・仕様書第8条1(3)シ	現在、検針地図（水道メーター位置図を含む）は作成されているかご教示ください。作成している場合、貸与いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 検針地図の有無にかかわらず、受託者は新たに地図を作成するとの認識でよろしいでしょうか。 更新や再作成の頻度をご教示ください。	田川市事務所：過去に作成したメーター位置情報の地図があるが、正確性に乏しい。また、現在の検針委託業者が作成中。 川崎町事務所：令和5年3月までに完成予定 糸田町事務所：検針地図無し 福智町事務所：マッピングシステムとのリンク（貸与ではなくシステム連携） メーター位置図なし ・貸与できるものについては貸与致します。 ・有無にかかわらず作成してください。 ・更新や再作成の頻度につきましては必要に応じてと考えております。
17	要求水準書・仕様書第8条1(4)	田川広域水道企業団事務局内及び各本庁舎の受託者窓口で収納した領収済み通知書及び収納金等のとりまとめから納金までの流れを時間軸等も踏まえ、ご教示ください。	・現状は4事務所ごとに各通帳があり運用しております。令和4年7月より庁舎内出張所での現金取扱時間変更もあり、上記通帳の問題もありますので令和5年4月以降につきましては現在金融機関と協議中です。 ・参考までに現状は下記のとおりです。 田川市事務所：前日15時から当日15時まで分を庁舎内の福銀派出所にて入金。 川崎町事務所：前日12時から当日12時まで分を消込実施後庁舎内の福銀派出所にて入金。 糸田町事務所：当日16時以降窓口で預かった収納金を翌日朝に庁舎内の西銀派出所に入金。庁舎内の西銀派出所が開設時間内はそこで使用者が直接支払っていただく。 福智町事務所：窓口での現金取り扱い無し。
18	要求水準書・仕様書第8条1(4)	収納した現金を出納取扱金融機関へ払い込む方法をご教示ください。 例：翌営業日に金融機関へ持ち込み等	・現状は4事務所ごとに各通帳があり、それぞれで運用しております。令和4年7月より庁舎内出張所での現金取扱時間変更もあり、上記通帳の問題もありますので令和5年4月以降につきましては現在金融機関と協議中です。
19	要求水準書・仕様書第8条1(4)ス	データの作成にかかる時間等をご教示ください。	田川市事務所：3分以内 福智町事務所：3分（システムよりデータ作成）
20	要求水準書・仕様書第8条1(5)ア	納入通知書にかかる引抜（事情により送付しないもの）は、定期、不定期で毎月何件あるか、ご教示ください。	田川市事務所：不定期 平均4件 川崎町事務所：0件 糸田町事務所：0件 福智町事務所：年金払者9名（奇数月に引抜、偶数月に併せて送付） 窓口払者6名
21	要求水準書・仕様書第8条1(5)ク、ケ	口座振替は毎月25日と生活保護関連として毎月1日及び2日となっていますが、口座データ作成から金融機関への持ち込み、金融機関からの返却までの流れを口座振替日から何営業日前までの持込となるのか、何営業日後の返却となるのか、加えて再振替の有無を含めご教示下さい。	・令和5年4月以降につきましては現在金融機関と協議中です。 ・現在は口座振替日5営業日前までにデータ持ち込み、振替日から2営業日後に返却されています。 ・再振替日につきましては、翌月の同一日、もしくはよく請求日に行うかで現在協議中です。別日を設定することはございません。
22	要求水準書・仕様書第8条1(7)	督促状、催告状の引抜（事情により送付しないもの）は、定期、不定期で毎月何件あるか、ご教示ください。	田川市事務所：督促・不定期 平均23件 催告書・不定期 平均1件 川崎町事務所：10件 糸田町事務所：1～2件（発送前に納入を確認した場合） 福智町事務所：特になし
23	要求水準書・仕様書第8条1(7)	水道事務所ごとの現年度、過年度及び年度別の収納率をご教示ください。	・説明会でもお伝えしましたが、事務所ごとの収納率については回答を差し控えていただきます。 ・企業団全体としては 令和2年度97.89%、 令和3年度（10月末時点）98.54%です。

24	要求水準書・仕様書第8条1(7)オ	水道事務所ごとの滞納者の基準をご教示ください。現在、ここに該当する滞納者の対応世帯が何件あるかご教示ください。	・4事務所とも基準は同じであり、当初納期限を過ぎれば滞納者となります。
25	要求水準書・仕様書第8条1(7)カ	「滞納者の管理情報（交渉記録等）の作成」は、紙ベースで個別に作成またはシステムに入力など、どのような対応を行っているかご教示ください。	田川市事務所：システムに入力 特別事情による電話誓約は、システムと合わせて紙ベース記録 川崎町事務所：システム入力 糸田町事務所：システムに入力 福智町事務所：支払方法別にエクセルにて対象者・誓約内容を一元管理。基本的にはシステムへ誓約情報入力。（34件ほどはエクセルにて個別管理が必要）
26	要求水準書・仕様書第8条1(8)	給水停止の対象となる基準を水道事務所ごとにご教示ください。	・給水停止となる基準は4事務所で統一されております。ただし、説明会でもお伝えさせていただきましたが現在その基準に向けて各事務所合わせるよう行っている途中です。現時点での実際の運用については下記のとおりです。 田川市事務所：当初納入期限後2か月たっても支払いがない使用者 川崎町事務所：当初納入期限後2か月たっても支払いがない使用者 糸田町事務所：連続3期分の未納のある使用者 福智町事務所：3か月以内に支払いが一度もなかった使用者。
27	要求水準書・仕様書第8条1(8)イ	各通知書の引抜（事情により送付しないもの）は、定期、不定期で毎月何件あるか、ご教示ください。	田川市事務所：再振替通知・不定期 平均6件 停水予告・不定期 平均17件 川崎町事務所：なし 糸田町事務所：なし 福智町事務所：なし
28	要求水準書・仕様書第8条1(8)エ	給水停止の作業でパッキン止水やメーター撤去があるとの事でしたが責任者等に給水装置主任技術者の配置は不要という認識でよろしいかご教示ください。	・その通りです。
29	要求水準書・仕様書第8条1(8)カ	「停水執行日の営業時間外対応」は、執行日のみで、当日は時間に関係なく対応するとの認識でよろしいでしょうか。要求水準書・仕様書第7条(3)及び(5)とは別の業務との理解でよろしいでしょうかご教示ください。	・時間については協議事項とさせていただきます。 ・その通りです。
30	要求水準書・仕様書第8条2(3)(4)	本業務の現在の委託先（水道事務所ごとに）をご教示ください。また、受託者が現行業者に再委託をすることは可能でしょうか。可能な場合は貴企業側からご紹介等いただけるかご教示ください。委託料を水道事務所ごとにご教示ください。（単価ごと等、総額）	田川市事務所：メーター管理 直営 検満交換 委託 受託の可能性はわかりませんが、紹介はできると思われます。 川崎町事務所：メーター管理 直営 メーター交換業務 入札により業者選定 糸田町事務所：水道メーター管理 直営 検満メーター交換業務 町内の指定給水工事店（紹介は不明） 福智町事務所：メーター管理 直営 メーター交換業務 町内指定給水事業者（紹介可能） ・各事務所の委託料につきましては、同一事務所でも場所等により金額が違う場合がありますので、下記資料を参考にいただければと思います。 ・検定満期交換に係る資料 13mm 1件あたりの単価 3,000円 20mm 1件あたりの単価 3,000円 25mm 1件あたりの単価 4,500円 30mm 1件あたりの単価 2,800円 40mm 1件あたりの単価 7,000円 50mm 1件あたりの単価 5,000円 75mm 1件あたりの単価 6,000円 100mm 1件あたりの単価 7,700円
31	要求水準書・仕様書第8条2(3)イ	過去の故障メーターの交換実績（口径別個数等）を年度別にご教示ください。	田川市事務所：不明だが、年に数個程度と思われます。 川崎町事務所：令和4年度1件（給水工事不良に伴う故障） 令和3年度1件（寒波による故障） 糸田町事務所：ここ数年での実績無し 福智町事務所：不明（13mm約15件、20mm約5件、25mm1件）
32	要求水準書・仕様書第9条※	令和5年4月以降の検針期間の変更があればご教示ください。土日祝日の検針をされているか、ご教示ください。現行隔月エリアと令和5年4月以降に隔月検針となるエリアの偶数、奇数月、それぞれの地域名と件数をご教示ください。	・移行期間として、最初の検針はシステムの運営上企業側から指定させていただきます。検針開始は4月からとし、田川市の隔月検針の偶数、奇数月エリアをそのままに、3町については、福智町を偶数月、川崎町、糸田町を奇数月に検針としたいと考えております。組み合わせの変更の可能性はありますが、移行時についてはこのように実施していただきたいと思います。 ・土日祝の検針については、検針員の判断に任せております。期間を決めているだけです。 ・上記移行期間を終えてからについては、説明会でお話させていただきました、口座振替日が検針翌月25

			日、福祉関連が検針翌々月の1日、2日以外の指定はありません。見積もり金額内で最も効率の良い検針請求体制をご提案ください。
33	要求水準書・仕様書第10条	料金システムの稼働時間をご教示ください。システムは、4水道事業所とも同じ内容（仕様、レイアウト、操作等）との認識でよろしいでしょうか。ログインすると、全所の情報を見れるのか、それとも、水道事業所ごとに、ログインとログアウトを繰り返す仕様か、ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 料金システムは24時間稼働可能です。 システムは令和5年4月以降については、4事務所という括りはなくなりますので全エリア情報はどの窓口でも閲覧可能です。現状も閲覧は可能になっております。
34	要求水準書・仕様書第13条	再委託可能な業務及び範囲をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 検針業務 メーター交換業務
35	要求水準書・仕様書別紙1	机・椅子は、想定されている数がありましたらご教示ください。または、受託者の希望数をご用意いただけるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 数については優先交渉権者決定後、協議の上決定します。
36	要求水準書・仕様書別紙1	現行の電話回線数を水道事務所ごとにご教示いただけますか。電話機について、想定されている台数がありましたらご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 電話機について来年度は料金センター（仮称）に5台、各料金窓口にも1～2台を想定しています。現行では川崎町水道事務所以外は、各役場の電話回線の一部を使用しており事務所ごとに回線を持っていません。川崎町水道事務所のみ役場回線と別に専用回線を1本使用しています。各料金窓口では来年度も各市町役場の電話回線を使用する予定です。
37	要求水準書・仕様書別紙1	帳票類で、受託者が対応するものがありましたら、種類や使用頻度、レイアウトなどご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 特に想定はしておりません。
38	要求水準書・仕様書別紙2	駐車場は、何台まで貸与いただけるか、水道事務所ごと及び従業員用、業務用車ごとにご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 料金センター（仮称）及び料金窓口の配置職員数・業務用車数分確保する予定です。
39	要求水準書・仕様書別紙2	業務にかかる郵送費は、貴企業団で負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 業務に関するものについては当企業団負担です。
40	要求水準書・仕様書別紙2	受託者用の更衣ロッカーを貸与いただけるかご教示ください。貸与いただける場合、水道事務所ごとに何台貸与いただけるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 料金センター（仮称）及び料金窓口の配置職員数分貸与する予定です。
41	要求水準書・仕様書別紙2	制服は受託者指定の物でよいのか、貴企業団指定の物を着用するかをご教示下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 受託者指定で構いません。
42	業務量表 請求関連、納入通知書による収納関係	「庁舎内配布件数」について、対象者や配布方法などご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 現在4事務所ごとで納付書を印刷発送しています。経費削減の為、市役所・役場関係の納付書については郵送せず、直接庁舎内の郵便ボックス等に投函しています。
43	業務量表 請求関連、納入通知書による収納関係	「現地発行数」について、現地発行とはどのような事かご教示ください。 例：検針時に検針員が検針用端末から発行し、配布している等。	<ul style="list-style-type: none"> 検針時に検針員が検針用端末から発行し、封筒に入れポスト等に投函している納付書の発行枚数です。
44	業務量表	現在の水道事務所ごとの業務サイクル（検針から給水停止に至る）をご教示ください。 令和5年4月以降に業務サイクルが変更となる場合は、合わせてご教示ください。（変更を予定されている場合は、最終的には4水道事務所の業務サイクルを合わせることを想定されているかもご教示ください。）	<p>田川市事務所：4日～20日検針 21日前後調定 検針翌月10日納付書発送 検針翌月25日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月25日再振替 検針翌々月1日督促状発送 検針翌々月7日停水予告通知発送 検針翌々月第3または第4の火曜日・水曜日（予備日）停水実施</p> <p>川崎町事務所：1日～15日検針 15日調定 18日前後納付書発行 検針翌月5日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月5日口座再振替 検針翌々月7日督促・給水停止発送 検針翌々月20日停水実施</p> <p>糸田町事務所：15日～20日 検針翌月1日調定 検針翌月2日納付書発送 検針翌月25日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月25日口座再振替 検針翌々月10日督促状発送 検針翌々月15日前後給水停止発送 検針翌々月末給水停止実施</p> <p>福智町事務所：1日～8日検針 11日前後調定 13日納付書発送 25日口座振替 検針月末納入期限 検針翌月25日口座再振替 検針翌々月13日督促状発送 検針翌々月10日前後停水予告発送 検針翌々月25日前後停水実施</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間を終えてからについては、説明会でお話させていただきました、口座振替日が検針翌月25日、福祉関連が検針翌々月の1日、2日以外の指定はありません。見積もり金額内で最も効率の良い検針請求体制をご提案ください
45	プロポーザル実施要領 16 企画提案書の作成要領	提案書ページ数40ページは、紙一枚両面を2ページという認識で良いかご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。
46	同実施要項 9 料金徴収業務	現在の運用で口座追加機能を使用して分納誓約者及び口座再振替者の登録を行っていることがあると思いますが、事業統合時にも同様の運用を行う予定でしょうか。 事業統合後も継続する場合は、口座追加作業が必要となる件数とその1件当たりの作業時間をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在こちらの機能を使う誓約を結んでいる方が、完納するまでは運用は残ります。委託後に変更することは構いません。 ・件数は4事務所合計で、265件で、作業時間は4事務所合計1時間程度で終了しています。
47	水準書・仕様書 第7条(3)	業務上必要な場合とはどのようなケースか？また、その頻度はどのくらいか？前年度の実績をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等発生時における電話対応等を想定しております。昨年度対応はございません。 ・企業団から要請があった場合に、柔軟に対応していただきたく記載しております。通常での対応は想定してはおりません。
48	第7条(5)	第7条(2)の業務時間以外にも対応が発生するか。また、その頻度はどのくらいか？前年度の実績をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務依頼が企業団から各構成団体の日直、当直からかという点が異なります。 ・日直、当直からの連絡については対応してください。 田川市事務所：R3時間外開栓数119件(曜日等は未集計) 川崎町事務所：令和2年度1件(給水停止者の開栓) 令和3年度1件(給水停止者の開栓) 糸田町事務所：休日の開栓は年間に1～2件 福智町事務所：休日、時間外問わず緊急の場合は対応。 件数等詳細は記録していないため不明だが、年間数件程度。
49	第8条(1)ウ	各証明書とは何種類ありますか？システムから全て出力できるのかをご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでの証明書については、主に支払い状況や開栓中を証明するものになります。使用者様の提出先(必要月数等)に応じて発行しておりますが、システムから出力されています。
50	第8条(2)オ	開閉栓の現場での作業方法が異なるとありますが、現在行っている作業方法と実施した作業方法は、料金システム等で確認することが可能かも合わせてご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・システムですべてを確認することは出来ません。メモ欄への記入の仕方等が事務所ごとで違うや、現状システム導入以前実施分が不明なもの等があります。
51	第8条(3)ウ	指針読み取りの項目に「(当企業団が指示した閉栓中・停水中等メーターを含む)」とあります。この施設は業務量表内の”ひと月の検針件数”内の”※閉栓中だが検針中”の件数のことを指しているかをご教示願います。 また、メーター位置についても管理されているという認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 ・現状図面等でのメーター管理までは、すべての件数を実施できてはおりません。
52	第8条(4)ス	データはシステムから出力可能か？不可能な場合、そのデータを作成する時間の実績と月に作業を行う回数も合わせてご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・田川市事務所：3分以内 福智町事務所：3分(システムよりデータ作成)
53	第8条(5)ソ	分納誓約者の一部に対して当月分と合わせて1万円等の誓約を行っていると思いますが、その方々の口座振替データ作成にかかっている時間をご教示願います。(月〇〇時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルファイルから取り込めるように設定されているのでチェック等で1時間かからない状況です。 ・口座ではなく納付書や窓口での発行もありますが納付書もデータ作成から納付書発行までが1時間かからない状況です。
54	第8条(5)ソ	糸田町水道事務所様では再振替を行う施設を手入力にて追加していたと思いますが、委託後も作業を継続するのでしょうか。 継続する場合は、再振替を行う基準及び作業にかかる時間をご教示願います。(月〇〇時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月までには、この作業はなくす予定です。
55	第14条	不能欠損処理を行うまで追跡調査等を行うとありますが、現在の未納件数をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在令和5年4月の統合にむけて各事務所整理を行っております。 ・件数については回答を差し控えさせていただきます。
56	第14条3	毎年度の目標収納率は、貴企業団と受託者にて定めるとありますが、仮に目標に達成しなかった場合は、受託者に対しペナルティを課す可能性はあるのかをご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・業績が当企業団の要求する水準に達していない場合には協議の可能性はあります。
67	その他① 料金計算比較について	令和03年07月発行の田川広域水道だよりに「(ただし、新しい水道基本料金が現在の水道基本料金より値上げになる場合については、5年間の経過措置を行います。)」とありますが、需要家から問い合わせがあった場合に料金表などによる窓口対応は必要となりますか。また、料金がどのように変更されるのかをご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金変更の問い合わせについては、窓口対応、電話での問い合わせの対応をお願いいたします。 ・料金の変更についてですが、現在料金審議会からの答申が行われた段階であり、金額等についてはまだ決定されていません。
58	プロポーザル実施要領(別紙)田川広域水道企業団窓口業務委託評価項目一覧表(概要)	提案見積金額(16)の採点方法をご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・田川広域水道企業団窓口業務委託プロポーザル審査委員会で非公表とされておりまして、ご理解ください。

59	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第6条(2)	川崎町・糸田町・福智町の各本庁舎内に水道料金窓口を設置し、主に窓口業務を行う。とありますが、来庁者への対応のみの認識でよろしいか、ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、来庁者への窓口対応と考えております。ただし、料金センター（仮称）への直通電話だけではなく、各窓口にも電話は設置予定です。そちらの電話対応はしていただくことになります。 水道使用者への問い合わせ先は料金センター（仮称）の電話番号を告知します。
60	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第8条(2)(ウ)	各市町の閉栓・開栓時の止水栓の開閉操作の実施状況をご教示ください。 (例：田川市 指針確認のみ 川崎町：止水栓開閉実施 福智町：メーター撤去、糸田町：使用者からの要望があった場合のみ止水栓開閉を行う。)	<p>田川市事務所：パッキン止め 川崎町事務所：メーター撤去 糸田町事務所：メーター撤去 福智町事務所：閉栓キャップ</p> <p>※ただし各事務所ともすぐに再開栓の予定がある場合等については止水栓止めだけの状況もあります。</p>
61	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第8条1項(3)	現在、検針データの作成及び回収はどのような運用をされているかご教示ください。(例：検針前に全件検針データ作成し、配布する。検針全件終了後、データ回収)	<ul style="list-style-type: none"> 現在4事務所ごとに検針データを作成し、それぞれの事務所でデータを入力し配布、検針終了後にデータ回収をしております。 <p>田川市事務所：3回に分けてデータ授受および終了時 1回目：4日～9日、2回目：10日～15日、3回目：16日～終了※授受は、1回目のみ同日指定日であるが、2・3回目と終了については、検針員の希望日による。ただし、20日までとする。</p> <p>川崎町事務所：2回に分けて 8日前後と終了時のみ</p> <p>糸田町事務所：初回と終了時のみ 福智町事務所：初回と終了時のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は各水道事務所で行っておりますが、委託後については料金センター（仮称）での授受を想定しております。
62	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第8条1項(5)	現在の各市町（個別・合計）の口座普及率をご教示ください。	<p>田川市事務所：77.6% 川崎町事務所：73.19% 糸田町事務所：76.8% 福智町事務所：79.26%</p>
63	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第8条1項(5)※	口座振替日は毎月25日、生活保護関連として毎月1日及び2日とする。とありますが、その他に再振替日等の設定はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 再振替日につきましては、翌月の同一日、もしくは翌請求日を行うかで現在協議中です。別日を設定することはございません。
64	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第8条2項(3)(ア)	水道メーターの入在庫・在庫管理はすべてのメーターが対象（新品・リサイクル）また、1拠点での対応と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> すべてのメーターが対象です。 4拠点での対応になる予定です。
65	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第9条2項	現在、1市3町で検針・請求時期が事なる。令和5年4月1日以降については、全エリア隔月検針・隔月請求を実施する。とありますが、現在の各市町の検針・請求時期や納期（請求書・督促状・給水停止通知の発行日・納期、給水停止日、給水対象条件、給水停止の実施状況など口座振替日）をご教示ください。	<p>田川市事務所：4日～20日検針 21日前後調定 検針翌月10日納付書発送 検針翌月25日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月25日再振替 検針翌々月1日督促状発送 検針翌々月7日停水予告通知発送 検針翌々月第3または第4の火曜日・水曜日（予備日）停水実施</p> <p>川崎町事務所：1日～15日検針 15日調定 18日前後納付書発行 検針翌月5日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月5日口座再振替 検針翌々月7日督促・給水停止発送 検針翌々月20日停水実施</p> <p>糸田町事務所：15日～20日 検針翌月1日調定 検針翌月2日納付書発行 検針翌月25日口座振替 検針翌月末納入期限 検針翌々月25日口座再振替 検針翌々月10日督促状発送 検針翌々月15日前後給水停止発送 検針翌々月末給水停止実施</p> <p>福智町事務所：1日～8日検針 11日前後調定 13日納付書発送 25日口座振替 検針月末納入期限 検針翌月25日口座再振替 検針翌々月13日督促状 検針翌々月10日前後停水予告 検針翌々月25日前後停水実施</p>

66	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第9条2項	令和5年4月1日以降については、全エリア隔月検針・隔月請求を 実施。とありますが、現段階で決定している内容をご教示くださ い。(実施時期、検針地区：偶数月地区・奇数月地区、検針期間、 請求時期、使用者への周知方法や時期など)	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間として、最初の検針はシステムの運営上企業 団側から指定させていただきます。検針開始は4月か らとし、田川市の隔月検針の偶数、奇数エリアをその ままに、3町については、福智町を偶数月、川崎町、 糸田町を奇数月に検針としたいと考えております。組 み合わせの変更の可能性はありますが、移行時につい てはこのように実施していただきたいと思えます。 上記移行期間の終えてからについては、説明会でお話 させていただきました、口座振替日が検針翌月25 日、福祉関連が検針翌々月の1日、2日以外の指定は ありません。見積もり金額内で最も効率の良い検針請 求体制をご提案ください。
67	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第14条	令和4年3月31日時点の各市町（合計）の収納率をご教示くださ い。	<ul style="list-style-type: none"> 説明会でもお伝えしましたが、事務所ごとの収納率に ついては回答を差し控えさせていただきます。 企業団全体としては 令和2年度97.89%、 令和3年度（10月末時点）98.54%です。
68	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 業務量表 開閉栓・検針・メー ター管理業務関連	R4.2月・3月の現地精算件数をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に現地精算をほとんど行っておりません。 2月・3月の件数は4事務所合わせて数件程度です。
69	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 業務量表 請求関連	生活保護関連の代理納付・口座引き落とし・窓口引き去りの請求 方法についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月以降につきましては、生活保護関連は口 座引き落としのみになります。代理納付、窓口引き去 りはございません。
70	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 業務量表 滞納整理関連	長期未納者（5期以上）及び集金対応者の人数をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 長期未納者人数については、回答を差し控えさせてい たきます。 集金については基本的に現在行っておりません。特別 な事情の方（支払いに行けない等）のみ数件実施程度 です。
71	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 業務量表 納入通知書による収 納関係	現地発行数とは、検針時に納入通知書を投函するという認識でよ ろしいでしょうか。田川市の現地発行は、いつの納入通知書を発 行されていらっしゃるのかご教示ください。 また、現地発行と郵送の違いをご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 検針時に検針員が検針用端末から発行し、封筒に入れ ポスト等に投函している納付書の発行枚数です。 田川市事務所の現地発行納付書は検針した分を2月分 に分けたものが発行されております。 郵送は使用場所と請求先住所が違う方や、現地納付書 発行ではなく郵送希望の方が対象です。
72	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書 第6条(2)	4市町の情報を、全ての窓口の端末で閲覧・入力が可能かご教示 ください。	<ul style="list-style-type: none"> 可能です。
73	田川広域水道企業団 窓口業務委託要求水 準書・仕様書	4市町全て、収納金の納金手段をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 現状は4事務所ごとに各通帳があり運用しておりま す。令和4年7月より庁舎内出張所での現金取扱時間 変更もあり、上記通帳の問題もありますので令和5年 4月以降につきましては現在金融機関と協議中です。 参考までに現状は下記のとおりです。 田川市事務所：前日15時から当日15時まで分を庁舎内 の福銀派出所にて入金。 川崎町事務所：前日12時から当日12時まで分を消込 実施後庁舎内の福銀派出所にて入金。 糸田町事務所：当日16時以降窓口で預かった収納金を 翌日朝に庁舎内の西銀派出所に入金。庁 舎内の西銀派出所が開設時間内はそこで 使用者が直接支払っていただく。 福智町事務所：窓口での現金取り扱い無し。
74	プロポーザル実施要 領15 企画提案書の 提出	提案書のファイリング方法について、ファイルなど指定があれば ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 田川広域水道企業団窓口業務委託公募型プロポーザル 実施要領には記載しておりませんが、紙のフラットフ ァイルで提出していただければ幸いです。